

- 一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、平成28年4月より卸電力取引所(指定法人)となっている。
- 卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。 制度設計専門会合における議論も踏まえ、平成30年8月より、先渡市場の見直しが行われることに伴い\*、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるため、平成30年7月に卸電力取引所から経済産業大臣に対して業務規程変更認可申請が行われた。  
\*8月16日取引分より変更予定（認可前提）
- 卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、平成30年7月30日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見照会が行われた。
- 今回は、経済産業大臣から意見照会のあった卸電力取引所の業務規程変更認可申請について、審査基準への適合性の審査をお願いしたい。

○ 電気事業法（一部抜粋）  
（業務規程の認可）

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不相当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

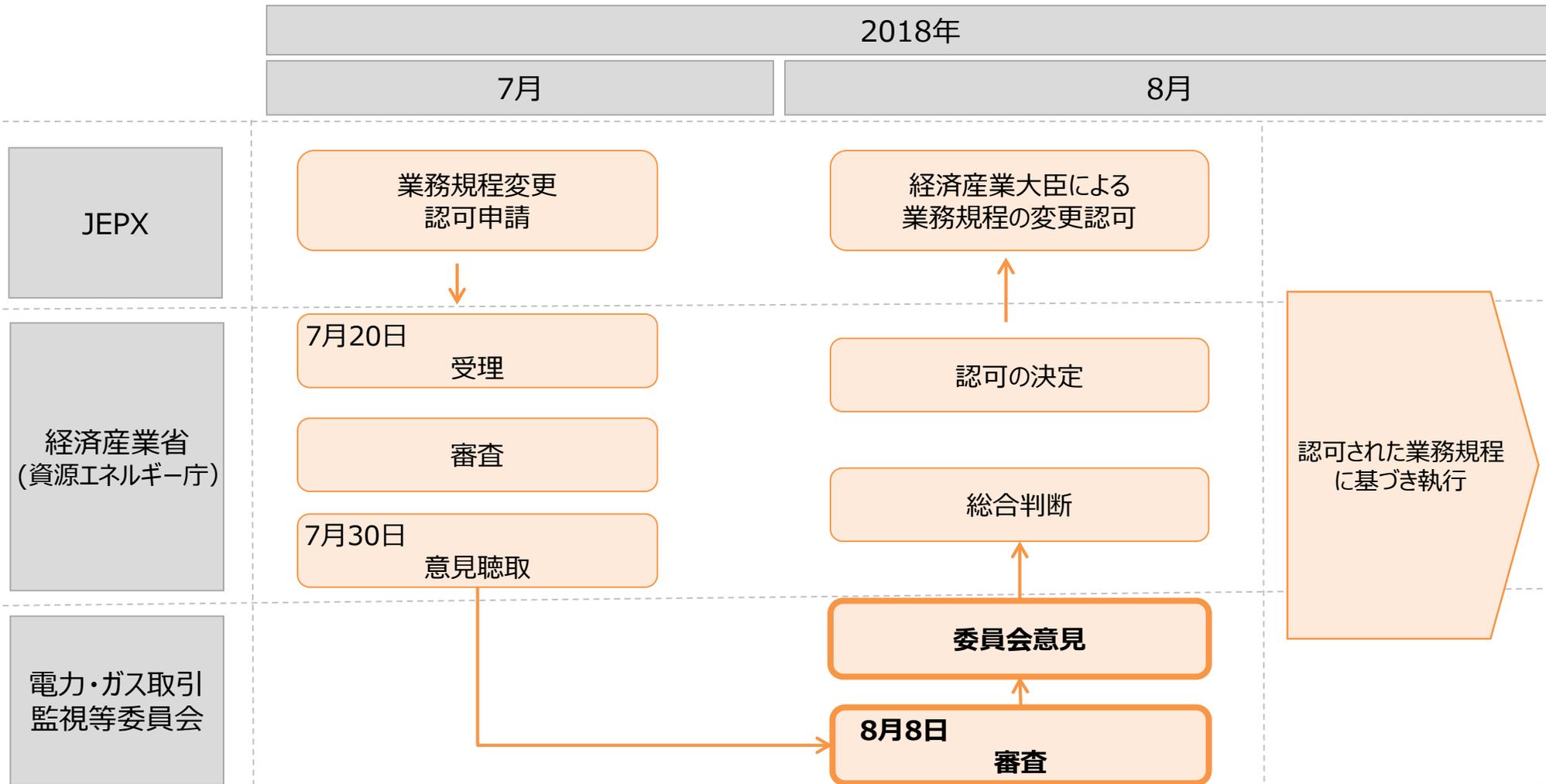
## (参考) 卸電力取引所に対する経済産業大臣と委員会の権限

- 卸電力取引所に対する経済産業大臣と電力・ガス取引監視等委員会の権限は次のとおり。

	経済産業大臣		委員会
卸電力取引所の指定	○ (指定)	→	○ (意見聴取)
業務規程の申請・変更	○ (認可)	→	○ (意見聴取)
業務規程の変更命令	○ (命令)	→	○ (意見聴取)
事業計画の申請・変更	○ (認可)	→	○ (意見聴取)
収支予算の申請・変更	○ (認可)	→	○ (意見聴取)
業務の休廃止	○ (許可)	→	○ (意見聴取)
役員の選任・解任	○ (認可)		×
役員の解任命令	○ (命令)		×
監督命令	○ (命令)	→	○ (意見聴取)
指定の取消し、業務停止命令	○ (取消し・命令)	→	○ (意見聴取) ※指定の取消しのみ意見聴取対象
報告徴収	○		○ (委任)
立入検査	○		○ (委任)

# 卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

- 卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



# (参考) 先渡市場見直しの内容

- 先渡市場については、早ければ本年8月を目途に、清算価格と市場範囲の見直しや、取引手数料の見直しを行い活性化を図ることとしている。
- また、従来からの検討課題に加え、今後、常時BUの将来的な見直しや廃止を見据え、更なる市場活性化に向けて、例えば、これまで常時BUとして供出していた電源の一部を先渡市場へ供出すること等の取組が考えられるのではないか。

論点		進め方の方向性	現状の対応状況				
従来からの 検討課題 *	清算価格と 市場範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算価格をエリアプライスへと変更。</li> <li>市場範囲を東日本、西日本の2エリアに分割し、それぞれ東京エリアプライス、関西エリアプライスを清算価格と設定。</li> </ul>	<p><b>8月を目途に実施予定</b>                      ※次回以降の制度設計専門会合において、JEPXより変更スケジュール等について報告予定。</p>				
	約定方法 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは清算価格と市場範囲の見直しを実施。</li> <li>その後、市場の流動性を検証しつつ、必要に応じてシングルプライスオークション方式の導入の可否を検討。</li> </ul>	上記清算価格の変更後の流動性の状況を踏まえ、できるかぎり早期に検証を実施				
	手数料 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事例等を踏まえ、適切な手数料の在り方について、JEPXに対し検討・見直しを依頼。</li> <li>清算価格と市場範囲の見直し時期頃までに、見直しを実施。</li> </ul>	<p><b>8月を目途に実施予定</b>                      ※次回以降の制度設計専門会合において、JEPXより変更スケジュール等について報告予定。</p>				
	その他の 市場活 性化策	<table border="1"> <tr> <td>預託金の 見直し</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外事例やJEPXの意向を踏まえつつ、適切な預託金額への見直しを検討。</li> <li>清算価格と市場範囲の見直し時期頃までに、見直しを実施。</li> </ul> </td> <td>清算価格と市場範囲の見直し後の状況を踏まえ、先渡市場の流動性も加味しつつ、中長期的に見直しを実施。</td> </tr> <tr> <td>全量約定を 条件とした 売入札</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>先渡市場の位置づけを踏まえつつ、今後、全量約定を条件とした売入札の可能性等を検討。</li> </ul> </td> <td>先渡市場の流動性も加味しつつ、中長期的に見直しを実施。</td> </tr> </table>	預託金の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事例やJEPXの意向を踏まえつつ、適切な預託金額への見直しを検討。</li> <li>清算価格と市場範囲の見直し時期頃までに、見直しを実施。</li> </ul>	清算価格と市場範囲の見直し後の状況を踏まえ、先渡市場の流動性も加味しつつ、中長期的に見直しを実施。	全量約定を 条件とした 売入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>先渡市場の位置づけを踏まえつつ、今後、全量約定を条件とした売入札の可能性等を検討。</li> </ul>
預託金の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事例やJEPXの意向を踏まえつつ、適切な預託金額への見直しを検討。</li> <li>清算価格と市場範囲の見直し時期頃までに、見直しを実施。</li> </ul>	清算価格と市場範囲の見直し後の状況を踏まえ、先渡市場の流動性も加味しつつ、中長期的に見直しを実施。					
全量約定を 条件とした 売入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>先渡市場の位置づけを踏まえつつ、今後、全量約定を条件とした売入札の可能性等を検討。</li> </ul>	先渡市場の流動性も加味しつつ、中長期的に見直しを実施。					
常時BU 見直しに 伴う論点	更なる市場活性化策	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、今後、常時BUの将来的な見直しや廃止を見据え、常時BUとして供出していた電源の一部を先渡市場へ供出するといった、さらなる市場活性化策の必要性について検討を実施。</li> </ul>	常時BUの見直し時期を踏まえつつ、先渡市場に対する事業者ニーズを踏まえながら、検討を実施。				

# 改正ポイントと審査基準

- 今般の業務規程改正では、先渡取引にかかる清算価格・市場範囲及び手数料水準について変更する。
- 審査基準の適合性については以下の通り。

	主な改正のポイント	関連規程	審査基準との関係
市場範囲・清算価格	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 市場範囲については、全国1エリアから、東日本・西日本の2エリアに変更する</li><li>✓ 清算価格については、東日本については東京エリアプライス、西日本については関西エリアプライスとする</li><li>※ 市場範囲や清算価格については、連系線分断状況や、エリアのスポット取引量等を考慮し、必要に応じて変更する。</li></ul>	取引規程 第30条	<b><u>審査基準(44)が規定する全ての要件を満たしている。</u></b>
手数料水準	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 年間・月間・週間商品のうち、月間・週間商品については、市場活性化までの当面の措置として、1取引あたりの手数料を1万円から1千円に変更する</li></ul>	取引規程 細則第4条	

※ その他、取引規程第40条（商品基準時差額）について、誤記があったため修正。

## (参考) 電気事業法 審査基準 (一部抜粋)

(44) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の6に適合することとする。

- ① 施行規則第132条の5第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ スポット市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。
  - ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。
  - ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。
- ② 施行規則第132条の5第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。
- ③ 施行規則第132条の5第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。
    - (i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合
    - (ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合
  - ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。
    - (i) 発電設備の維持及び運用を行っている者
    - (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者
  - ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。
    - (i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者
    - (ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者
  - ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。
- ④ 施行規則第132条の5第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。
    - (i) スポット市場
    - (ii) 一時間前市場
    - (iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場
  - ロ スポット市場については、実需給の前日に取引が可能であること。
  - ハ 一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。
- ⑤ 施行規則第132条の5第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
    - (i) 買い及び売りの注文方法
    - (ii) 約定方法 (連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。)
    - (iii) 約定結果の通知方法
    - (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
    - (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
    - (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
    - (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い

## (参考) 電気事業法 審査基準 (一部抜粋)

- スポット市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
  - (i) スポット市場 ブラインドシングルプライスオークション
  - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法(ザラバ取引)
- ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
- ニ スポット市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこと。
- ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- ⑥ 施行規則第132条の5第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
  - スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理(ネットイング処理)した上で、売買代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の5第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。
  - 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の5第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ スポット市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。
  - 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
    - (i) 清算預託金の算定方法
    - (ii) 清算預託金の徴収方法
    - (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
    - (iv) 清算預託金の払い戻し方法
  - ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- ⑨ 施行規則第132条の5第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益(以下「市場間値差収益」という。)について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
  - 市場間値差収益を利用する場合には、事前に経済産業大臣の了承を得ること。
  - ハ 市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等に基づき用いる方針を有していること。
- ⑩ 施行規則第132条の5第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
  - イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
  - 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
    - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
    - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いず取引をすること
    - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
    - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
    - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
    - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
    - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
    - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと

## (参考) 電気事業法 審査基準 (一部抜粋)

- 八 いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
- (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
  - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- 二 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。
- ⑪ 施行規則第132条の5第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
  - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
  - ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。
- ⑫ 施行規則第132条の5第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
  - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
  - ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めるときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
  - ニ 八の措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。
- ⑬ 施行規則第132条の5第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
  - ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- ⑭ 施行規則第132条の5第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。